明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○議院法制局法の一部を改正する法律（四）　四
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（五）　一三
○関税定率法等の一部を改正する法律（六）　一五
○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（七）　一五
○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（八）　一六
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律（九）　一六
〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（一五五）　一七
○防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令（一五六）　一七
○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（一五七）　一七
○関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一五八）　一七
○国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令（一五九）　一七
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一六〇）　一七
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（一六一）　一七
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令（一六二）　一七
〔省　令〕
○関税法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（**財務**二九）　一七
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令（**同**三〇）　一七
○関税定率法施行規則の一部を改正する省令（**同**三一）　一七
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**六五）　一八
○輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**二二）　一八
○地方防衛局組織規則の一部を改正する省令（**防衛**四）　一八
○防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令（**同**五）　一八
〔告　示〕
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（**財務**九七）　一八
○関税法施行規則第十条第四項第五号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところ等を定める件の一部を改正する件（**同**九八）　一八
○こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（**厚生労働**一六七）　一八
○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物等を指定する等の件の一部を改正する件（**農林水産**五一六）　一八
○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物等を指定する件の一部を改正する件（**同**五一七）　一八

本号で公布された法令のあらまし

◇**議院法制局法の一部を改正する法律**（法律第四号）（国会）

1　衆議院法制局に置かれる部として法案審査部を規定することとした。（第九条第一項関係）

2　この法律は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律**（法律第五号）（外務省）

1　在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとした。（別表第一及び第二関係）

2　在ウクライナ日本国大使館等の位置の地名を改めることとした。（別表第一関係）

3　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

4　在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算額の限度を改定することとした。（第一五条の二関係）

5　在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給に係る例外規定を整備することとした。（第四条及び第一五条の三関係）

6　外務公務員の研修員手当の支給額を改定することとした。（別表第三関係）

7　この法律は、令和五年四月一日から施行することとした。